

約款記載内容の具体的な説明

当社の普通保険約款および特約条項において、一部に「会社の定めるところ」との記載があります。
 該当する部分につき、具体的な説明を加え、内容の明確化を行ないましたので、約款と合わせて、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

「会社の定めるところ」等の記載箇所 (【 】内には、該当する主な保険種類(略称)を記載しています。詳しくは、 「ご契約のしおり・約款、重要事項説明書(注意喚起情報)をご覧ください。)	説 明
1 【低解約返戻金型終身、終身、定期、特定疾病保障定期、養老、遡増定期、遡減定期】 (保険金支払方法の選択) 第3条 保険契約者(保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人)は、保険金の一時支払にかえて、 会社の定めるところ によりすえ置支払または年金支払を選択することができます。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。	「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ①すえ置支払 10年または保険期間のいずれか短い方の期間、保険金を会社にすえ置き、事前に主務官庁に届け出ている利率(2008年5月現在:0.5%で市中金利を参考に毎年見直しをおこなっています。)による利息を複利計算で積み立て、その期間満了時に元利金を支払います。ただし、会社にすえ置く保険金の金額が100万円以上であることを要します。 ②年金支払 確定年金として一定期間(5年・10年・15年)に分割して年1回支払います。ただし1回の支払額が10万円以上であることを要します。 (注)受取人が法定相続人または受取人が複数人指定されている場合は、すえ置支払・年金支払は取り扱いません。
2 【医療、がん、一時金給付型医療、無解約返戻金型収入保障を除く保険種類】 (保険料の前納または一括払) 第11条 保険契約者は、 会社の定めるところ により、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。	「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ①全期前納の場合 (ア) 部分前納は年払・半年払が可能ですが、全期前納は年払のみとなります。 (イ) 終身払の場合、全期前納はできません。 ②全期前納・部分前納共通の場合 (ア) ボーナス併用払込方式はできません。 (イ) 保険料建はできません。 (ウ) 年払・半年払ともに、新契約時の前納回数は、99回を上限とします。 ただし、前納後の満了年齢>105歳となる場合(終身払の場合に該当あり)には前納不可です。 ③「特約保険料払込期間>主契約保険料払込期間」の契約については、主契約保険料払込期間までを限度とします。 【解説】前納とは、将来の保険料を2年分以上まとめて払い込むことをいいます。このうち、全保険料払込期間に対応する保険料を一時に払い込むことを全期前納、保険料払込期間の内、一部分の期間に対応する保険料を一時に払い込むことを部分前納といいます。いずれの場合も、支払われる保険料前納金は会社所定の利率で割引かれます。
3 【医療、がん、一時金給付型医療、無解約返戻金型収入保障を除く保険種類】 (保険料の前納または一括払) 第11条 5. 月払契約の場合には、保険契約者は、 会社の定めるところ により、当月分以後の保険料を一括払することができます。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。	「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ① 3か月以上12か月までの月払保険料の一括払。原則として年単位の契約応当日までの取扱となります。 ② 団体扱A料率適用契約は対象としません。
4 【医療、がん、一時金給付型医療、無解約返戻金型収入保障を除く保険種類】 (契約年齢および性別の誤りの処理) 第34条 1. (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、 会社の定めるところ により処理します。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。	「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・実際の年齢に基づいて保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に払い戻し、不足分があれば保険契約者から徴収します。ただし、保険金等の支払事由の発生後は、過不足分を支払金額と精算します。

<p>「当社の定めるところ」等の記載箇所 (【 】内には、該当する主な保険種類(略称)を記載しています。詳しくは、「ご契約のしおり・約款、重要事項説明書(注意喚起情報)をご覧ください。)</p>	<p>説明</p>														
<p>【医療、がん、一時金給付型医療、無解約返戻金型収入保障を除く保険種類】 (契約年齢および性別の誤りの処理) 第34条 5 1. (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日において最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものと会社の定めるところにより処理します。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは、以下のとおりとなります。 ・実際の年齢に基づいて保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に払い戻し、不足分があれば保険契約者から徴収します。ただし、保険金等の支払事由の発生後は、過不足分を支払金額と精算します。</p>														
<p>【医療、がん、一時金給付型医療、無解約返戻金型収入保障を除く保険種類】 (契約年齢および性別の誤りの処理) 第34条 6 2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定めるところにより処理します。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば保険契約者に払い戻し、不足分があれば保険契約者から徴収します。ただし、保険金等の支払事由の発生後は、過不足分を支払金額と精算します。</p>														
<p>【低解約返戻金型終身、終身、定期、特定疾病保障(終身)定期、養老、個人年金、通減】 (保険料の一部一時払の特則) 7 第42条 保険契約者は、保険契約締結の際、保険契約の一部について、会社の定めるところにより、保険料の払込方法を一時払とすることができます。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・最低保険金額は、一時払部分、分割払部分とも下記のとおりとします。 優良体商品では100万円。通減定期保険(優良体商品以外)では50万円。 優良体商品、通減定期保険以外の保険種類では、20万円。 ・一時払部分の保険金額が5割以下となることとします。(低解約返戻金型終身保険では2割以下)</p>														
<p>【終身、特定疾病保障終身】 (保険料の払込完了の特則) 8 第41条 保険契約の保険料払込期間が終身の場合で、契約日以後会社所定の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限り、保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の保険料の払込にかえて、会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込を完了することができます。…… (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・払込完了の期限は、保険料が払い込まれている最後の保険料期間の満了日の翌日の月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の応当日)の属する月の末日とします。</p>														
<p>【低解約返戻金型終身保険、終身】 (保険料のステップ払込方式の特則) 9 第44条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定めるところにより、契約日から起算した会社所定の期間経過後の保険料率を、ステップ期間中の保険料率より高く設定した保険料の払込方式を選択することができます。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・ステップ期間(10年または15年)の経過後に払込む主契約の保険料は、ステップ期間中の保険料の1.3倍相当額となります。 ・ステップ期間は契約年齢に応じて、つぎのとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="1025 1054 1700 1169"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ステップ期間</th> <th rowspan="2">保険料払込期間</th> <th colspan="2">契約年齢</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>11年以上</td> <td>27～75歳</td> <td>34～75歳</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>16年以上</td> <td>6～26歳</td> <td>7～33歳</td> </tr> </tbody> </table>	ステップ期間	保険料払込期間	契約年齢		男性	女性	10年	11年以上	27～75歳	34～75歳	15年	16年以上	6～26歳	7～33歳
ステップ期間	保険料払込期間			契約年齢											
		男性	女性												
10年	11年以上	27～75歳	34～75歳												
15年	16年以上	6～26歳	7～33歳												
<p>【低解約返戻金型終身、終身、定期】 (保険料の中途一部一時払の特則) 10 第43条 保険契約者は、会社の定めるところにより、保険契約の一部について、会社所定の金額を一時に払い込み、将来の保険料の払込を完了することができます。…… (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・最低保険金額は、一時払部分、分割払部分とも下記のとおりとします。 優良体商品では100万円。通減定期保険(優良体商品以外)では50万円。 優良体商品、通減定期保険以外の保険種類では、20万円。 ・一時払部分の保険金額が5割以下となることとします。(低解約返戻金型終身保険では2割以下)</p>														

<p style="text-align: center;">「当社の定めるところ」等の記載箇所 (【 】内には、該当する主な保険種類(略称)を記載しています。詳しくは、 「ご契約のしおり・約款、重要事項説明書(注意喚起情報)をご覧ください。)</p>	<p style="text-align: center;">説 明</p>																
<p>11 【定期、特定疾病保障定期】 (保険料の一部一時払の特則) 第40条 3. 一時払保険部分がある保険契約については、保険契約の全部の保険料の払込方法(回数)が分割払保険部分の保険料の払込方法(回数)とみなして、第37条(保険契約の更新)の規定を適用します。ただし、保険契約の更新の際に、保険契約者から申出があった場合には、更新後の保険契約の一部について、会社の承諾を得て、第1項の規定を適用します。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>本項は、保険料の一部一時払の特則を適用した定期保険契約の、更新の際における規定であり、ここでいう「会社の承諾を得て」とは、原則に対して、例外規定を適用する場合の条件となります。 【原則】 ・一部一時払の保険契約を更新する場合は、更新前契約の一時払部分も分割払部分と同様に分割払とみなし、契約全体を分割払契約として更新します。 【例外規定】 ・一部一時払の保険契約の更新の際に、保険契約者からの申出があり、会社の承諾を得た場合は、保険契約の一部について、保険料の払込方法を一時払とすることができる規定です。</p>																
<p>12 【優良体定期】 (定期保険契約への自動変更) 第40条 3. 自動変更後契約の保険期間は、この保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、会社の定めるところにより、短期の保険期間に変更して自動変更します。この場合、自動変更後契約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この保険契約の自動変更は取り扱いません。</p>	<p>自動変更前契約の保険期間と同一の期間で、定期保険契約で自動変更した場合に、自動変更契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳を超えるときは、保険期間を短縮して自動変更します。 なお、「会社の定める保険期間」とは、定期保険では、3年となります。</p>																
<p>13 【優良体定期、優良体逡減定期】 (喫煙歴の誤りの処理) 第35条 1. (2) 保険金の支払事由が生じた後に誤りが発見されたときは、会社の定めるところにより保険金額を削減して支払います。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・保険金の支払事由が生じた後に発見され保険料が不足する場合は、保険金額にすでに払い込まれた保険料に対する実際の喫煙歴に基づいて更正した保険料の割合を乗じた金額を支払います。</p>																
<p>14 【こども保険】 (祝金の自動すえ置) 第3条 1. (1) 祝金は、支払事由が生じたときから、会社の定めるところにより、会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ・すえ置く祝金が10万円以上であることを要します。 ・契約者はすえ置いた祝金の一部を請求することができます。 なお、会社所定の利率は、0.5%(2008年5月現在)で、市中金利を参考に毎年見直しを行なっています。</p>																
<p>15 【医療、一時金給付型医療(類似規定)】 (給付金の支払) 第5条 2. (3) 責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院。ただし、会社が認めたときに限ります。 (注)記載条番号が異なる保険種類もあります。</p>	<p>「会社が認める「異常分娩」とは以下のとおりとなります。 ●平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="987 1059 1944 1257"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠、分娩および産じょく(褥)における浮腫、たんぱく(蛋白)尿および高血圧性障害</td> <td>O10~O16</td> </tr> <tr> <td>主として妊娠に関連するその他の母体障害</td> <td>O20~O29</td> </tr> <tr> <td>胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題</td> <td>O30~O48</td> </tr> <tr> <td>分娩の合併症</td> <td>O60~O75</td> </tr> <tr> <td>分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)</td> <td>O81~O84</td> </tr> <tr> <td>主として産じょく(褥)に関連する合併症</td> <td>O85~O92</td> </tr> <tr> <td>その他の産科的病態、他に分類されないもの</td> <td>O94~O99</td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	基本分類コード	妊娠、分娩および産じょく(褥)における浮腫、たんぱく(蛋白)尿および高血圧性障害	O10~O16	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30~O48	分娩の合併症	O60~O75	分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81~O84	主として産じょく(褥)に関連する合併症	O85~O92	その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94~O99
分類項目	基本分類コード																
妊娠、分娩および産じょく(褥)における浮腫、たんぱく(蛋白)尿および高血圧性障害	O10~O16																
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29																
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30~O48																
分娩の合併症	O60~O75																
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81~O84																
主として産じょく(褥)に関連する合併症	O85~O92																
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94~O99																

<p>「当社の定めるところ」等の記載箇所 (【 】内には、該当する主な保険種類(略称)を記載しています。詳しくは、 「ご契約のしおり・約款、重要事項説明書(注意喚起情報)をご覧ください。)</p>	<p>説 明</p>
<p>16 【平準定期保険特約等】 (特約の締結) 第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意 および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。 (注)記載条番号が異なる特約もあります。</p>	<p>「会社の定め」とは以下のとおりとなります。 ① 被保険者選択の方法 選択方法(告知書扱、生命保険面接士扱、健康管理証明書扱、健康診断結果通知書扱、人間ドック扱、嘱託医扱)において、被 保険者の契約年齢別の保険金額の基準により被保険者選択を行ないます。 ② 保険期間は3年以上。ただし、主契約の保険期間以内 ③ 保険料払込期間は、3年以上かつ保険期間以内 ④ この特約の最高特約保険金額は、契約1件につき、主契約と通算して5億円とします。(被保険者の年齢等により取扱金額が異な ります。)</p>
<p>17 【災害入院、疾病入院、がん保障、がん退院後、短期災害、短期疾病、介護の各特約】 (保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則) 第37条 9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合に は、会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、会社の定めるところによ り、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の特約へ変更します。 (注)記載条番号が異なる主契約もあります。</p>	<p>本項における「会社の定める」は、「将来の変更日において、会社が各特約の取扱をしていない場合」を想定しての規定であり、各特 約の取扱を停止するときに、代替としての同種類の特約を決めています。</p>

登録No.「FLO8D010」(2008年7月16日)